

「八戸市中心市街地のまちづくりに関する覚書」変更合意書

八戸市（以下、「甲」という。）と八戸工業大学（以下、「乙」という。）と株式会社まちづくり八戸（以下、「丙」という。）は、平成 28 年 10 月 21 日に締結した「八戸市中心市街地のまちづくりに関する覚書」（以下、「原覚書」という。）に関し、以下のとおり合意事項を一部変更したので、その変更を確認するため、本変更合意書を締結する。

（期間の変更）

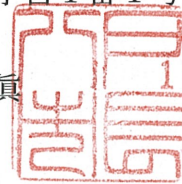
第 1 条 原覚書第 4 条に記載されている「本覚書を更新したい旨の書面による意思表示を行った場合は、協議の上、本覚書の期間を延長することができるものとする。」を、「書面による意思表示がない場合は、本覚書は自動的に 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。」に改める

以上のとおり、合意が成立したのでこれを証するため、本変更合意書 3 通を作成し、各自、記名押印の上 1 通を所持する。

令和 3 年 2 月 12 日

甲：青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号

八戸市長 小林 眞



乙：青森県八戸市大字妙字大開 88 番地 1 号

八戸工業大学

学 長 坂本 禎智



丙：青森県八戸市大字堀端町 2 番 3

株式会社まちづくり八戸

代表取締役社長 河村 忠夫

